

裁判長
認印



調 書 (決定)

事件の表示	令和4年(受)第1811号
決定日	令和5年9月7日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	岡 正 晶 山 口 厚 深 山 卓 安 浪 亮 堺 徹
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	東京高等裁判所令和2年(ネ)第3049号(令和4年5月26日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和5年9月7日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 三 浦 康 路 

